

高知県教育委員会 会議録

令和2年11月臨時委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和2年11月18日(水) 13:30

閉会 令和2年11月18日(水) 15:15

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	木村 祐二
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	高橋 慎一
〃	教育次長	高岸 憲二
〃	教育次長	長岡 幹泰
〃	参事兼人権教育・児童生徒課長	黒瀬 渡
〃	教育政策課長	菅谷 匠
〃	教職員・福利課長	国則 勝英(報告1~4号のみ)
〃	高等学校課長	濱川 智明(報告1~3号のみ)
〃	高等学校振興課長	高野 和幸(報告1号のみ)
〃	特別支援教育課長	平石 勝久
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	三谷 玲子(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	小島 文晴(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	11月臨時委員会を開催する。
教育次長(総括)	(提案説明)
教育長	付議第1号及び第2号は、教職員の人事に関する議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第1号及び第2号を非公開の取扱いとする。

【報告第1号 高知国際中学校・高等学校の国際バカロレアMYP認定について
(高等学校振興課)】

○高等学校振興課長 説明

○質疑

教育長	(認定等に向けた取組は) 計画どおり順調に進んでいるか。
事務局	概ね順調にしている。
平田委員	認定については良かった。 これは一度認定を受けると、永久に続く認定となるのか。更新が必要なのかどうか、お聞きしたい。
事務局	認定後は、基本的に5年に一度、国際バカロレア機構から確認訪問がある。初回だけ4年目にあるが、それ以降は5年に1回である。その中で指摘事項があれば、重大度に応じて、例えば1ヶ月以内に改善する、あるいは、次回の5年後の確認訪問までに改善するよという指示がある。それがきちんと改善できていなければ、認定が取り消されることがある。

【報告第2号 令和3年度高知県公立高等学校入学者選抜における学力検査の出題範囲
について (高等学校課)】

【報告第3号 令和3年度高知県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえた受検会場について (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

木村委員	もし、感染して入院している生徒がいればどうなるか。
事務局	A日程、B日程とあるが、入院している生徒がいれば、昨年度と同様に、今年度も追試験を準備するようにしている。
森下委員	関連して、濃厚接触者はどうなるか。
事務局	国からも大学入試と同じような取扱いという通知が届いている。濃厚接触者についても、PCR検査を受けてもらい、陰性の確認ができれば、別室等で受検できるようになっている。
森下委員	(報告第3号の) 受験会場について、「対応②の感染拡大時」というのはどういう状況なのか、教えてもらいたい。
事務局	今後、全国的な感染状況を確認しながらということ、まだ厳密にそのラインを十分に決めきっている訳ではないが、保健所管内でのステージで

<p>平田委員</p>	<p>言うと、最も感染が拡大している状況を想定している。</p> <p>報告第2号の出題範囲を除外する内容について、中学校の先生方は見ればすぐ分かるのだろうが、中学3年生の3学期の学習内容を除外するというのでよいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>基本的にはその捉え方でよい。3年生の年間学習計画の後半部分ということになる。</p>
<p>教育長</p>	<p>使用する教科書によって、単元の順番が違うので、一言で3学期の学習内容とは言いいにくいところがあり、今から言っておけば、間に合うだろうということで、単元を指定して除外するということにした。</p> <p>受検地については、筆記試験をなくして、内申だけで決められるかどうか内部でも検討したが、中学校からの内申書だけでは各学校の合格者は決めることはできなくて、最低でも筆記試験だけは実施しなければならないだろうということになり、新型コロナウイルスが感染拡大する中においても、いかに筆記試験を実施するかというスタンスで考えた。まずは生徒に市町村を越えた移動をさせないこととして、高知市の場合は、自分の中学校で受検するような形になっていくと思う。高知市教育委員会の意向としても、自分の中学校で、城東中学校の生徒は城東中学校で、朝倉中学校の生徒は朝倉中学校で受けるようにする。そういった形で進んでいきそうな感じである。</p> <p>このことも1月の段階でやるといっても間に合わないので、事前に、8月から市町村教育長会の幹部の方々とは話を始めて、12月中には、中学校の教員の兼務発令を事前に準備しておいて、もしやらなければならない状況になれば、すぐに体制対応が取れるように準備しておきたいということで取組を進めていこうとしている。</p>
<p>木村委員</p>	<p>今の段階で、出題範囲から除外して出ないということになると、中学校で教えないということがあるのではないだろうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>可能性はある。間に合わないということはなかったのですが、なるべくそういうことはあまり言いたくなかったのだが、どうしても年が明けて、感染が拡大して学べなくなってしまうと、今度は問題を作り直すということができなくなってしまう。今の段階であれば、1月に学校がもし休業になったとしても、受験生にも学校にも迷惑をかけずにやれるのだろうということである。</p>

○教職員・福利課長 説明

○質疑

永野委員	採用辞退者は例年どおりか。
事務局	辞退者の数は、1回目と2回目を合わせて、全校種で153名である。そのうち、関西会場は104名である。小学校が107名で、うち関西会場は76名と多くなっている。
永野委員	それでも関西で（採用審査を）行う意義はあるのだろうか。
事務局	そうである。数の確保は必要である。採用辞退者も合わせて、1回目、2回目の名簿登載をしている者の数から、辞退者を引くと、合計で289名が現時点での採用予定見込み者となる。内訳としては、小学校が129名、中学校が68名、高等学校が39名などとなっており、全体でいうと、当初の249名から40名多くなっている。
永野委員	その289名の中で、前倒し採用に該当する人がどれくらいいて、15名になったのか。
事務局	県内が22名、県外が12名、その他、県外で塾講師などをしている者が4名である。
永野委員	それくらいか。やはり新採の比率が高いということか。
事務局	そうである。免許を持っていないといけない。
教育長	今回の対象は1次の名簿登載の者である。その後の分はなかなか対応できないので、1次の9月にあった者だけとなっている。現場の小中学校の正教員の数が足りないということで、免許を持っている方については、本人が構わなければ1月1日採用としている。 発表については、12月8日の人事異動の発表のときに、初めて世間に出るのか。
事務局	そうである。 先週あった市町村教育長会議では話している。 本人には意思確認をしているので、今後は、対象の方が勤務している学校や教育委員会には連絡するようにしている。中には、県立中学校に勤務している方がいるので、来週の県立校長会では、前倒し採用について説明する予定である。

永野委員	広報はしないか。インターネットにも出さないのか。
事務局	人事異動として出る。
教育長	12月8日に人事異動として15名が出るので、何だろうとなると思う。今回の前倒し採用については、1月1日で教員採用と出るし、今までなかったことなので、記事にはなるだろう。
事務局	小学校が2名、中学校が12名、小中養護が1名である。

【付議第1号 教職員の人事議案

(特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。

【付議第2号 教職員の人事議案

(特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号及び第2号

原案どおり議決